

「投資奨励方針および原則について」

2000年

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

投資委員会布告第一 / 二五四三号

投資奨励方針および原則について

(2000年8月から実施したBOI新投資政策)

(前文)旧来の投資奨励方針は長期にわたって使用され成功を収めてきた。しかし一九九七年半ばに発生した経済危機はタイの経済に衝撃を与え、政府の税収を目標ライン以下に低下させたのみならず、公的債務は膨張して国家財政基盤に影響を及ぼすに至った。またこの間、世界の経済および投資環境は変化してしまった。投資委員会は、現状に適合し、かつ将来の経済および投資傾向に合致するものとして、投資奨励方針および税制面の権利と特典付与の原則を次のように新たに改定することがふさわしいと考える。

第一項

一九九三年四月九日付投資委員会布告第一 / 二五三六号、投資奨励方針および原則を廃止する。

第二項

本布告に矛盾する、または抵触する投資委員会および投資委員会事務局の布告は、本布告の使用に替える。

第三項

投資奨励認可において、投資委員会は一般の場合の方針および原則を次のように定めた。

一、投資奨励方針

政府の財政負担を緩和するため、また現在の経済状況および将来の傾向に合致するものとするため、投資委員会は新たな投資奨励方針を次のように定めた。

一・一、実質的に経済に利益をもたらすプロジェクトに対して権利と特典を付与することにより、税制面の権利と特典の使用における効率と経済性を高め、また各年の税制面の権利と特典を使用する前において事務局が状況を検査するために、認可事業者認可プロジェクトの業績報告を義務付けることにより、税制面の権利と特典の付与における優れた組織経営管理(グッド・ガバナンス)の原則を使用する。

一・二、一千万バーツ以上(土地代・運転資本を含まず)のプロジェクトを持つ認可事業者各位に対しISO9000規格または同等の国際規格に基づく品質システムの保証書取得を義務付けることにより、世界市場で競争するために工業を支援して生産の品質および規格システムを開発させる。

一・三、輸出および国内部品調達の条件を廃止することにより、投資奨励の原則を改定し、国際間の貿易および投資面の合意事項に適合させた。

一・四、税制面の権利と特典を最大限に付与することにより、所得が低く、かつ投資を支える利便の少ない地域または地方への投資を支援する。

一・五、認可プロジェクトの最小投資額百万バーツ(土地代・運転資本を含まず)の条件を変えないことにより、中小企業の振興を重視する。

一・六、農業および農産品事業、技術および人材開発に関する事業、インフラ整備、公共施設の建設、インフラサービスの各事業、環境保護および防止事業、重点目標工業を重視する。

二、プロジェクト認可原則

投資奨励申請プロジェクトの適性の検討においては、委員会は次の方針により検討する。

二・一、五億バーツ(土地代・運転資本を含まず)以下の投資プロジェクトには、次の原則がプロジェクト承認の検討に使用される。

(一)収入のうち二〇%以上の付加価値がなければならない。ただし電子製品および部品、農業および農産品、委員会が特例として認めたプロジェクトを除く。

(二)新規プロジェクトについては登録資本金に対する負債の率が三倍を超えないこと。拡張プロジェクトについては案件ごとに適切に検討する。

(三)時代に合った生産工程、新しい機械を使用する。中古の機械を使用する場合は、信用のおける機関による効率の保証を受けなければならない。また委員会は特例として認める。

(四)十分な環境汚染防止システムを備える。環境に影響を及ぼすかもしれないプロジェクトについては、委員会が立地場所および汚染管理方法について特に検討する。

二・二、五億バーツ(土地代・運転資本を含まず)を超える投資プロジェクトには、二・一の規則が使用され、また委員会が定めるプロジェクトのフィージビリティ・スタディの報告書を添付しなければならない。

二・三、独占事業権を受けた事業および旧公共事業体の事業については、委員会は一九九八年一月二五日付の閣議決定に基づく方針を検討に使用する。

(一)公共事業体としての投資プロジェクトには、委員会は奨励認可の付与を検討しない。

(二)政府に所有権を譲渡しなければならない方式(建設・移管・運営 = BTOまたは建設・運営・移管 = BOT)により民間が独占事業権を受けたプロジェクトについては、独占事業権取得者に投資奨励の権利と特典を受けさせるよう望むプロジェクトのオーナーである政府部局が、民間の入札参加公告を出す以前のプロジェクトの発足から、委員会の検討のためにプロジェクト計画を提出しなければならない。また入札の段階においては民間が受ける権利と特典をはっきり明記した公告を出さなければならない。原則として委員会は独占事業権の取得において、民間が政府に報酬を支払わなければならない場合については、奨励認可を付与しない。ただし当該プロジェクトに政府が投入した資本にふさわしい報酬である場合を除く。

(三)民間が投資してかつオーナーとなる(建設・所有・運営 = BOO)形式の政府のプロジェクト、および民間が賃貸料の性質の報酬を政府に支払うことによる借りまたは雇用事業をする場合は、委員会は通常の規則に基づいて奨励認可の付与を検討する。

(四)公共事業体の改革については、公共事業体の資格を喪失した後における事業拡張の場合について奨励認可の付与を検討する。

三、外国人の株式保有原則

工業投資における外国人投資家に便宜をはかるために、委員会は次の検討方針を使用することにより、株式保有を制限する基準を緩和する。

三・一、農業・動物の飼育・漁業・鉱山経営および探査・および一九九九年外国人事業法末尾のリスト1内に明示されたサービス等の事業における投資プロジェクトは、登録資本金の五％以上のタイ国籍を保有する株主がなければならない。

三・二、工業における投資プロジェクトは、立地する地域を問わず外国人に株式の過半数または全数の保有を許可する。

三・三、適切な理由があるときは、奨励認可を付与するある種の事業に限定して、委員会が外国人の株式保有率を定めることがある。

四、投資地域の区分

四・一、委員会は各県の所得および基本的な利便性を勘案することにより、経済的な要因に基づいて投資地域を次の三地域に区分した。

第一区 / 中央部の六県、すなわちバンコク・ナコンパトム・ノンタブリ・パトゥムタニ・サムットプラカン・サムットサーコンから成る。

第二区 / 一二県、すなわちカンチャナブリ、チャチュンサオ、チョンブリ、ナコンナヨック、アユタヤ、ブーケット、ラヨン、ラチャブリ、サムットソンクラーム、サラブリ、スパンブリ、アントンから成る。

第三区 / その他の五八県から成る。

四・二、第三区内の県の各地方を投資最奨励地域とする。

五、税制面の権利と特典を付与する原則

五・一、第一区 / バンコク、ナコンパトム、ノンタブリ、パトゥムタニ、サムットプラカン、サムットサーコン各県内に事業所が立地するプロジェクト。

(一) 一〇％以上の輸入税がかかる機械に限り、機械輸入税の半額を減免。

(二) 奨励認可を受けた工業団地内または工業区内に事業所が立地するプロジェクトに対して、三年間の法人所得税の免税。この場合、一千万バーツ以上(土地代・運転資本を含まず)の投資規模を持つプロジェクトの認可事業者は、操業開始日より起算して二年の期間内にISO9000規格または同等の他の規格に基づく品質システム認定証を取得しなければならない。不可能な場合は、一年間の法人所得税免税の権利と特典の取消を受けることがある。

(三) 一年間の、輸出用に製造する部分に必要な原材料または資材の輸入税の免除。

五・二、第二区 / カンチャナブリ、チャチュンサオ、チョンブリ、ナコンナヨック、アユタヤ、ブーケット、ラヨン、ラチャブリ、サムットソンクラーム、サラブリ、スパンブリ、アントン各県内に事業所が立地するプロジェクト。

(一) 一〇％以上の輸入税がかかる機械に限り、機械輸入税の半額を減免。

(二)三年間の法人所得税の免税。奨励認可を受けた工業団地内または工業区内に事業所が立地する場合は五年間に増える。この場合、一千万バーツ以上(土地代・運転資本を含まず)の投資規模を持つプロジェクトの認可事業者は、操業開始日より起算して二年の期間内にISO9000規格または同等の他の規格に基づく品質システム認定証を取得しなければならない。不可能な場合は、一年間の法人所得税免税の権利と特典の取消を受けることがある。

(三)一年間の、輸出用に製造する部分に必要な原材料または資材の輸入税の免税。

五、税制面の権利と特典を付与する原則

五・三、第三区 / 五八県内に事業所が立地するプロジェクト。

(一)機械輸入税を免税。

(二)八年間の法人所得税の免除。この場合、一千万バーツ以上(土地代・運転資本を含まず)の投資規模を持つプロジェクトの認可業者は、操業開始日より起算して二年の期間内にISO9000規格または同等の他の規格に基づく品質システム認定証を取得しなければならない。不可能な場合は、一年間の法人所得税免除の権利と特典の取消をこうむることがある。

(三)五年間の輸出用に製造する部分に必要な原材料または資材の輸入税の免除。

(四)以下の四〇県、すなわちクラビー、カムペンペット、コンケン、チャンタブリ、チャイナート、チャヤブーム、チュムボン、チェンライ、チェンマイ、トラン、トラート、ターク、ナコンラチャシマ、ナコンシータマラート、ナコンサワン、プラチュアプキリカン、プラチンプリ、パンガー、パツタルン、ピチット、ピサヌローク、ペチャブリ、ペチャブン、ムクダハーン、メーホンソン、ラノン、ロップリ、ラムパーン、ラムプーン、ルーイ、ソクラー、サケーオ、シンプリ、スコータイ、スラタニ、ノンカイ、ウドンタニ、ウタラディット、ウタイタニ、ウボンラチャタニ各県内に事業所が立地するプロジェクトは、五・三(一)、五・三(二)、五・三(三)に基づく税制面の権利と特典を付与されるほかに、次なる権利と特典が追加される。

(1)奨励認可を受けた工業団地内または工業区内に事業所が立地するプロジェクトに対して、次なる権利と特典が付与される。

(1・1)法人所得税の免税期間が満了した日より起算して五年間、投資より得た純利益にかかる法人所得税の五〇%を減免。

(1・2)認可事業による収入が生じた日より起算して一〇年間、輸送費・電気代・水道料を倍額控除することを許可する。

(2)奨励認可を受けた工業団地外または工業区外に事業所が立地するプロジェクトに対して、認可事業に投資された資金の二五%まで利便をつかさどる設備等の据付費または建設費を純利益から控除することを許可する。この場合、認可業者は認可事業による収入が生じた日より起算して一〇年間のうちの、いずれか一年または数年の純利益からの控除を選択する。これは通常の減価償却費とは別のものである。

(五)以下の一八県、すなわちカラシン、ナコンパノム、ナラティワート、ナーン、プリラム、パッタニ、パヤオ、プレー、マハサラカム、ヤソートン、ヤラー、ロイエット、シーサケート、サコンナコン、サトゥン、スリン、ノンブアランブー、アムナートジャルン各県内に事業所が立地するプロジェクトは、五・三(一)、

五・三(二)、五・三(三)に基づく税制面の権利と特典を付与されるほかに、次なる権利と特典が追加される。

(1) (工業団地以外の立地でも) 法人所得税の免除期間が満了した日より起算して五年間、投資より得た純利益にかかる法人所得税の五〇%を減免。

(2) 認可事業による収入が生じた日より起算して一〇年間、輸送費・電気代・水道料を倍額控除することを許可する。(3) 認可事業に投資された資金の二五%まで利便をつかさどる設備等の据付費または建設費を純利益から控除することを許可する。この場合、認可業者は認可事業による収入が生じた日より起算して一〇年間のうちの、いずれか一年または数年の純利益からの控除を選択する。これは通常の減価償却費とは別のものである。

六、特に重視される事業

六・一、次の種類の事業における認可プロジェクトは特に重視される。

- (一) 農業および農産品事業。
- (二) 技術開発および人的資源開発に直接かかわる事業。
- (三) インフラ・公共建設および基盤サービス事業。
- (四) 環境保護および防止に関する事業。
- (五) ターゲット産業。

これらの特に重視される事業のもとに、委員会は事業または産業を特定する布告を行なう。

六・二、税制面の権利と特典は次のとおり。

- (一) 立地する地域を問わず機械輸入税の免税。
- (二) 立地する地域を問わず八年間の法人所得税の免除。
- (三) 各地域の規定に基づく他の権利と特典。

七、事業所移転奨励認可原則

工業の地方への拡散を支援するために、委員会は認可業者であると否とを問わず、中央で操業している事業に対し、事業所の地方への移転を奨励する。検討方針は次のとおり。

七・一、第一区から第二区への移転、または第一区・第二区から第三区への移転でなければならない。

七・二、事業所を移転させ、奨励認可を受けた工業団地または工業区内に立地させなければならない。

七・三、委員会が認可を与える業種で、かつ委員会が定めるところの投資規模を有していなければならない。

七・四、奨励認可証が交付された日から起算して、二年以内に当初の立地における事業を廃し、新たな立地における操業を開始しなければならない。

七・五、新たな立地における規定に基づく税制面に関係のない権利と特典および税制面の権利と特典は次のとおり。

(一) 第二区の奨励認可を受けた工業団地または工業区内に移転する場合は、五年間の法人所得税の免除。この場合、一千万バーツ以上(土地代・運転資本を含まず)の投資規模を持つプロジェクトの認可業者は、操業開始日より起算して二年の期間内にISO9000規格または同等の他の規格に基づく品質システム認定証を取得しなければならない。不可能な場合は、一年間の法人所得税免除の権利と特典の取消をこうむることがある。

(二) 第三区の四〇県内の奨励認可を受けた工業団地または工業区内に移転する場合は、

(1) 八年間の法人所得税の免除。この場合、一千万バーツ以上(土地代・運転資本を含まず)の投資規模を持つプロジェクトの認可業者は、操業開始日より起算して二年の期間内にISO9000規格または同等の他の規格に基づく品質システム認定証を取得しなければならない。不可能な場合は、一年間の法人所得税免除の権利と特典の取消をこうむることがある。

(2) 法人所得税の免除期間が満了した日より起算して五年間、投資より得た純利益にかかる法人所得税の五〇%を減免。

(3) 認可事業による収入が生じた日より起算して一〇年間、輸送費・電気代・水道料を倍額控除することを許可する。

(三) 第三区の一八県内の奨励認可を受けた工業団地または工業区内に移転する場合は、

(1) 八年間の法人所得税の免除。この場合、一千万バーツ以上(土地代・運転資本を含まず)の投資規模を持つプロジェクトの認可業者は、操業開始日より起算して二年の期間内にISO9000規格または同等の他の規格に基づく品質システム認定証を取得しなければならない。不可能な場合は、一年間の法人所得税免除の権利と特典の取消をこうむることがある。

(2) 法人所得税の免除期間が満了した日より起算して五年間、投資より得た純利益にかかる法人所得税の五〇%を減免。

(3) 認可事業による収入が生じた日より起算して一〇年間、輸送費・電気代・水道料を倍額控除することを許可する。

(4) 認可事業に投資された資金の二五%まで利便をつかさどる設備の据付費または建設費を純利益から控除することを許可する。この場合、認可業者は認可事業による収入が生じた日より起算して十年間のうちの、いずれか一年または数年の純利益からの控除を選択する。これは通常の減価償却費とは別のものである。

(四) 法人所得税の免除がない認可事業の業種内に規定されている事業については、事業所の移転による法人所得税の免除の権利と特典はない。

七・六、法人所得税の免除は、新たな立地における事業運営による収入が生じた日より起算する。

七・七、事業所移転を申請する者は、事務局に対して奨励認可申請書を提出しなければならない。

八、業績に基づいて権利と特典を付与する原則

税制面の権利と特典の付与を効率的にし、かつ権利と特典の行使が正当に行なわれ、事実として奨励認可を付与する条件に合致しているかどうかを調査できるように、また認可業者に良い経営と組織管理をさせるために、認可業者は毎年、税制面の権利と特典を行使する許可を受ける前に、委員会が

定める規則と方法に従って、認可プロジェクトの業績を事務局に報告し、調査を受けなければならない。

九、例外事項

これまでの規定は投資奨励認可および税制面の権利と特典付与の指針として、投資委員会が堅持する一般規定である。この場合、次の例外事項がある。

九・一、税制面の権利と特典の付与に関する条件を別に定めた認可事業の業種の場合。

九・二、特定の業種として特に理由有りとの検討結果が出た場合。

九・三、チョンブリ県レムチャバン工業団地およびラヨン県内の奨励認可を受けた工業団地または工業区内に立地する事業に対して、第三五条に基づく投資奨励認可区域内の権利と特典を含む当初の規定に基づいた権利と特典の享受を延長させる目的のために、レムチャバン工業団地およびラヨン県内の本布告が発効する日の前に認可申請書を提出して奨励認可を受けた工業団地または工業区は、二〇〇四年一月三〇日まで投資奨励認可区域とする。

九・四、投資第二区・第三区の奨励認可を受けた工業団地または工業区(すなわち本布告が発効する日の前に認可申請書を提出して奨励認可を受けた工業団地または工業区)内に事業所を持つプロジェクトには、次のように第一ノ二五三六号投資委員会布告に基づく当初の原則に基づいた権利と特典の享受を延長させる。

(一)レムチャバン工業団地およびラヨン県内の奨励認可を受けた工業団地または工業区を除く、第二区内の奨励認可を受けた工業団地または工業区内に事業所を持つプロジェクトには、次の権利と特典を付与する。

(1)一〇%以上の輸入税がかかる機械に限り機械輸入税の半額を減税。

(2)七年間の法人所得税の免税。この場合、一千万バーツ以上(土地代・運転資本を含まず)の投資規模を持つプロジェクトの認可業者は、操業開始日より起算して二年の期間内にISO9000規格または同等の他の規格に基づく品質システム認定証を取得しなければならない。不可能な場合は、一年間の法人所得税免除の権利と特典の取消を被ることがある。

(3)一年間の輸出用に製造する部分に必要な原材料または資材の輸入税の免除。

(二)第三区内の奨励認可を受けた工業団地または工業区内、レムチャバン工業団地およびラヨン県内の奨励認可を受けた工業団地または工業区内に事業所を持つプロジェクトには、次の権利と特典を付与する。

(1)機械輸入税の免除。

(2)八年間の法人所得税の免除。この場合、一千万バーツ以上(土地代・運転資本を含まず)の投資規模を持つプロジェクトの認可業者は、操業開始日より起算して二年の期間内にISO9000規格または同等の他の規格に基づく品質システム認定証を取得しなければならない。不可能な場合は、一年間の法人所得税免除の権利と特典の取消を被ることがある。

(3)五年間の輸出用に製造する部分に必要な原材料または資材の輸入税の免除。

(4)五年間の国内販売用に製造するために必要な原材料または資材の輸入税の通常税率の七

五%の減免。この場合、委員会は一年ごとに承認を更新する。ただし必要な原材料または資材は、王国内に輸入される種類のもとの近似する品質を有し、かつ十分な調達・使用に耐える数量を持つ王国内で製造または産出された物品であってはならない。またこの件に関してはレムチャバン工業団地内に事業所を持つプロジェクトは含まない。

(5) 法人所得税免除期間が満了した日より起算して五年間、投資より得た純利益にかかる法人所得税の五〇%を減免。

(6) 認可事業による収入が生じた日より起算して一〇年間、輸送費・電気代・水道料を倍額控除することを許可する。

(7) 認可事業に投資された資金の二五%まで利便をつかさどる設備等の据付費または建設費を純利益から控除することを許可する。この場合、認可業者は認可事業による収入が生じた日より起算して一〇年間のうちの、いずれか一年または数年の純利益からの控除を選択する。これは通常の減価償却費とは別のものである。

九・五、奨励認可を受けた工業団地または工業区内(これらの工業区は本布告の発効日以前に奨励認可の申請を提出して奨励認可を受けたものであること)に転入する事業所移転プロジェクトには、次のように投資委員会布告第一ノ二五三六号に基づく当初の原則に基づいた権利と特典の享受を延長させる。

(一)レムチャバン工業団地およびラヨーン県内の奨励認可を受けた工業団地または工業区を除く、第二区内の奨励認可を受けた工業団地または工業区内に移転する場合は、七年間の法人所得税の免税。この場合、一千万バーツ以上(土地代・運転資本を含まず)の投資規模を持つプロジェクトの認可業者は、操業開始日より起算して二年の期間内にIS O 9 0 0 0規格または同等の他の規格に基づく品質システム認定証を取得しなければならない。不可能な場合は、一年間の法人所得税免除の権利と特典の取消を被ることがある。

(二)第三区内の奨励認可を受けた工業団地または工業区内、レムチャバン工業団地およびラヨーン県内の奨励認可を受けた工業団地または工業区内に移転する場合は、次なる権利と特典が付与される。

(1) 八年間の法人所得税の免税。この場合、一千万バーツ以上(土地代・運転資本を含まず)の投資規模を持つプロジェクトの認可業者は、操業開始日より起算して二年の期間内にIS O 9 0 0 0規格または同等の他の規格に基づく品質システム認定証を取得しなければならない。不可能な場合は、一年間の法人所得税免除の権利と特典の取消をこうむる。

(2) 法人所得税の免除期間が満了した日より起算して五年間、投資より得た純利益にかかる法人所得税の五〇%を減免。

(3) 収入が生じた日より起算して一〇年間、輸送費・電気代・水道料を倍額控除することを許可する。

(4) 認可事業に投資された資金の二五%まで利便をつかさどる設備等の据付費・建設費を純利益から控除することを許可する。この場合、認可業者は認可事業による収入が生じた日より起算して一〇年間のうちの、いずれか一年または数年の純利益からの控除を選択する。これは通常の減価償却費

とは別のものである。

以上、九・四項および九・五項の例外事項に基づく権利と特典の申請を望む者は、二〇〇四年一月三〇日以内に投資奨励申請書を提出しなければならない。

第四項

本布告は二〇〇〇年八月一日より提出される奨励申請書に対して効力が適用される。

第五項

二〇〇〇年八月一日以前に奨励申請書を提出したかまたは奨励認可を受けたプロジェクトで、投資委員会布告第二 / 二五四三号の第六項に基づく特別に重視される事業である場合、二〇〇〇年八月一日以前に税制面の権利と特典を行使していなかったときは、二〇〇〇年一月二十九日金曜日以内に事務局に申請を提出することにより、本布告に基づいて定められた規則および条件に基づく権利と特典の享受を求めることになる。

(二〇〇〇年八月一日布告)

投資委員会布告第二 / 二五四三号

投資奨励認可事業の業種・規模

および条件について

一九七七年投資奨励法第一六条第二段内に基づく権限により、投資委員会は次なる布告を発令する。

一、一九九三年四月九日付け投資委員会布告第二 / 二五三六号、投資奨励認可事業の業種・規模および条件の件を廃止する。

二、本布告末尾に添付されたリスト内に定め置かれた事業を、投資奨励認可事業となす。

三、認可事業の各業種について、最低投資規模を百万バーツ(土地代・運転資本を含まず)と定める。

四、認可プロジェクトに対する条件は、当該業種の事業について定められたところに基づいて設定される。

五、認可事業のための権利と特典は、投資委員会布告第一 / 二五四三号、投資奨励方針および原則について、に適合させる。ただし本布告末尾のリスト内に特定の事項が示されている場合を除く。

六、次なる事業を特別に重視される事業となす。

六・一、本布告末尾のリストの第一章内に定め置かれた農業および農産品事業。

六・二、技術開発・人的資源開発に直結した事業。すなわち、

(一) 研究開発事業(業種7・12)

- (二) 科学方面の検査サービス事業(業種7・13)
- (三) 標準校正サービス事業(業種7・14)
- (四) 人的資源開発事業(業種7・15)
- 六・三、公共インフラ・公共建設・インフラサービス事業。すなわち、
 - (一) 公共インフラおよびインフラサービス事業(業種7・1)
 - (二) 大衆輸送および大規模貨物輸送事業(業種7・2)
- 六・四、環境保護・防止に関連する事業。すなわち、
 - (一) 環境保護のための工業団地事業(業種7・5・6)
 - (二) 廃水処理、ゴミ・産業廃棄物または毒性化学物質の処理または輸送サービス事業(業種7・16)
- 六・五、ターゲット産業。すなわち、
 - (一) 誘導炉方式の溶鉱炉専用鋳物部品の製造(業種2・12)
 - (二) 鍛造部品の製造(業種2・13)
 - (三) 機械・設備の製造(業種4・2)。すなわち、(1) 金型および部品の製造(2) 締め付け設備の製造(3) 次なる産業機械の製造、すなわち、ターニングマシン、トリリングマシン、ボアリングマシン、ミリングマシン、グライディングマシン、マシンセンター、ギアカutting・アンド・フィニッシングマシン、ダイシンキングEDM、ワイヤEDM、レーザービームマシン、プラズマアーク・カuttingマシン、エレクトロンビームマシン、ブローチングマシン(4) 精密機械において使用される切断・腐食・切削・研削・挿入・耐性・研磨および捻擦工程の設備または資材の製造。
 - (四) 金属粉焼結部品の製造(業種4・3)
 - (五) 航空機製造または修理・航空機部品の製造(業種4・7)
 - (六) 自動車部品の製造(業種4・8)。すなわち、(1) ABSブレーキシステムの製造(2) 触媒式変換器用サブストレートの製造(3) 電子燃料注入システムの製造。
 - (七) 硬度の増加(業種4・12)
 - (八) マイクロエレクトロニクス用基材または基板の製造(業種5・6)
 - (九) 電子方面の設計事業(業種5・7)
 - (一〇) ソフトウェア事業(業種5・8)
 - (一一) ソフトウェア工業団地事業(業種7・5)
 - (一二) 最新のシステムによる国際商品集配センター事業(業種7・7)

七、本布告末尾のリスト内に明示された事業に対する奨励認可の必要が消滅したとの見解に至ったとき、委員会は当該事業に対する奨励認可を廃止する布告を発令することができる。また委員会がさらに奨励認可を付与することが適当との見解に至ったとき、たとえ本布告末尾のリスト内にはない業種でも、業種を増補する布告を発令することができる。

八、本布告は二〇〇〇年八月一日より提出される奨励申請書に対して効力が適用される。

九、二〇〇〇年八月一日以前に奨励申請書を提出したか、または奨励認可を受けたプロジェクトで、本布告第6項に基づく特別に重視される事業の場合、二〇〇〇年八月一日以前に税制面の権利と特典を行使しなかったとき、二〇〇〇年一月二九日以内に事務局に申請を提出することにより、新た

に定められた業種に変更し、当該業種内の新たに定められた条件を履行する申請を行なう。

(二〇〇〇年八月一日布告)

投資奨励認可事業の業種リスト

第1分類

[農業および農産品製造]

- 1.1 作物品種普及・穀物品種品質選定事業 / 重点奨励事業
- 1.2 水耕栽培システムによる栽培事業 / 重点奨励事業
- 1.3 生物肥料・有機肥料製造事業 / 重点奨励事業
- 1.4 動物品種普及事業 / 重点奨励事業
- 1.5 酪農・養殖事業 / 重点奨励事業
 - 1.5.1 家畜の飼育
 - 1.5.2 水棲動物の養殖(エビを除く)
- 1.6 飼料・飼料成分製造事業 / 重点奨励事業
- 1.7 蒸サイロ事業 / 重点奨励事業
- 1.8 深海漁業 / 重点奨励事業
- 1.9 動物屠殺解体事業 / 重点奨励事業
- 1.10 製革・皮革精裝・毛皮精裝事業 / 1.重点奨励事業,2.製革事業のみタイ国工業団地公団管轄下の工業団地内に入居しなければならない。
 - 1.11 最新技術を使用した食品・栄養添加物・調理食品製造事業 / 重点奨励事業
 - 1.11.1 動物性食品・栄養添加物製造事業
 - 1.11.2 野菜果物食品・栄養添加物製造事業
 - 1.11.3 米穀食品・栄養添加物製造事業
 - 1.11.4 生牛乳からの乳製品製造事業
 - 1.11.5 調理済み食品製造事業
 - 1.11.6 甘味料製造事業(砂糖を除く)
 - 1.11.7 野菜果物飲料製造事業(アルコール飲料を除く)
 - 1.12 植物性・動物性油脂、植物油・動物油製造事業 / 重点奨励事業
 - 1.13 最新技術を使用した野菜果物花卉の品質選定包装保管事業 / 重点奨励事業
 - 1.14 天然ゴム製品製造事業 / 重点奨励事業
 - 1.15 デキストリン(糊精)・調合糊製造事業 / 重点奨励事業
 - 1.16 農業副次生産物・農業廃棄物からの製品製造事業 / 重点奨励事業
 - 1.17 冷蔵室事業 / 重点奨励事業
 - 1.18 農産品取引センター事業 / 1.重点奨励事業,2.敷地面積は 100 ライ以上,3.委員会の同意を

得た土地に事業所を立てる,4.農産品事業サービス用の土地は、敷地面積の 60%以上にし、農産品展示売買エリア・商品評価センター・冷蔵室・商品倉庫を設定し、品質選定・残留農薬検査サービスを行なうこと。

1.19 農産品加工工業団地事業 / 1.重点奨励事業,2.敷地面積は 500 ライ以上,3.工場用地は敷地面積の 60%以上 75%以下にする,4.第 1 分類の事業リストに該当する事業運営にかかる土地面積が工場用地の 80%以上を占めること,5.委員会が定めるその他の条件。

1.20 薬草からの製品製造事業(石鹼・添加剤・歯磨き粉・化粧品を除く) / 重点奨励事業

1.21 農産品規格品質調査分析・保証事業 / 重点奨励事業

1.22 植物・家畜・水棲動物の病気の調査分析事業 / 重点奨励事業

1.23 農業用土壌・水質調査分析事業 / 重点奨励事業

1.24 植林事業 / 1.重点奨励事業,2.植林エリアは 1,000 ライ以上,3.奨励認可の申請以前に關係政府部局の同意を得ること。

1.25 ゴムの木製材加工事業 / 1.重点奨励事業,2.生産工程内に薬品圧入・加熱乾燥プロセスがあること。

1.26 農産品からのアルコール・燃料製造事業 / 重点奨励事業

第 2 分類

[鉱山業・窯業・基礎金属関係]

2.1 鉱物探査事業

2.2 鉱山・選鉱事業(錫鉱を除く) / 1.投資第 2・第 3 区に立地すること,2.鉱山業に限り奨励証の交付以前に地下資源局より証明書を得ること。

2.3 大理石・花崗岩採掘業 / 1.投資第 2・第 3 区に立地すること,2.奨励証の交付以前に地下資源局より証明書を得ること。

2.4 焼成土器製造事業 / 投資第 2・第 3 区に立地すること。

2.4.1 磁器

2.4.2 磁器製品

2.4.3 骨灰入り磁器

2.5 ガラス・ガラス製品製造事業 / 投資第 2・第 3 区に立地すること

2.6 精錬事業 / 投資第 2・第 3 区に立地すること。

2.7 金属粉製造事業 / 投資第 2・第 3 区に立地すること。

2.8 鉄合金製造事業 / 投資第 2・第 3 区に立地すること。

2.9 コイル鋼板製造事業 / 1.投資第 2・第 3 区に立地すること,2.メッキ鋼板製造事業に限り、工業団地公団所轄の工業団地内に立地する場合は、委員会布告第 1/2543 号に基づいて 8 年間の法人所得税免税および機械輸入税免税・その他の権利と特典を享受する。

2.9.1 熱延・冷延ステンレス製造事業

2.9.2 肉厚鋼板製造事業

2.9.3 熱延・冷延鋼板製造事業

2.9.4 メッキ鋼板製造事業

2.10 長形状鋼鉄製品製造事業 / 投資第3区に立地すること、ただし溶鋳炉をともなう場合は第2区の工業団地または工業地区内に立地するも可。

2.10.1 鋼線・針金・鋼鉄軸・ワイヤ製造事業

2.10.2 鋼鉄製構造物(炉の類)製造事業

2.11 鋼管・ステンレス管製造事業 / 投資第2・第3区に立地すること。

2.12 鋳鉄部品製造事業 / 1.誘導燃焼方式の溶鋳炉に使用する鋳鉄部品製造事業に限り重点奨励事業 2.投資第2・第3区に立地すること

2.13 鍛鉄部品製造事業 / 1.重点奨励事業、2.投資第2・第3区に立地すること。

2.14 非鉄金属圧延・延伸・鋳造・鍛造事業 / 投資第2・第3区に立地すること。

2.15 耐火・耐熱資材製造事業 / 投資第3区に立地すること。

2.16 陶製屋根瓦製造事業 / 投資第2・第3区に立地すること。

2.17 石膏ボード・石膏製品製造事業 / 投資第2・第3区に立地すること。

2.18 金属板切断加工事業(コイルセンター) / 税制面以外の権利と特典の享受。

第3分類

[軽工業]

3.1 織物・織物部品製造事業 / 1.投資第3区に立地すること、ただし 3.1.1 天然繊維・合成繊維製造事業に限り投資第2・第3区に立地すること、2.特に 3.1.4 染色仕上げ事業に限り工業団地公団所轄の工業団地内に立地すること、この場合、委員会布告第1 / 2543号に基づいて8年間の法人所得税免税・機械輸入税免税・その他の権利と特典を享受する。

3.1.1 天然繊維・合成繊維製造事業

3.1.2 製糸事業

3.1.3 織布事業

3.1.4 染色仕上げ事業

3.1.5 プリント仕上げ事業

3.1.6 衣料品製造事業

3.1.7 衣料品部品製造事業

3.1.8 家庭用織物製造事業

3.1.9 絨毯製造事業

3.2 宝石・装飾品工業関係製造事業

3.2.1 ダイヤモンド・宝石研磨事業 / 投資第2・第3区または奨励認可を受けた宝石・装飾品工業団地内に立地すること。

3.2.2 装飾品・装飾品部品製造事業 / 投資第2・第3区または奨励認可を受けた宝石・装飾品工業団地内に立地すること。

- 3.2.3 貴重品収蔵用・展示用収納品製造事業 / 投資第3区に立地すること。
- 3.3 天然皮革・合成皮革製品製造事業 / 投資第3区に立地すること。
- 3.4 靴・靴部品製造事業 / 投資第2・第3区に立地すること。
- 3.5 運動用品・運動用品部品製造事業 / 投資第2・第3区に立地すること。
- 3.6 玩具製造事業 / 投資第3区に立地すること。
- 3.7 造花・人工樹木・その他の人工品の製造事業 / 投資第3区に立地すること。
 - 3.7.1 造花・人工樹木製造事業
 - 3.7.2 記念品・土産物製造事業
 - 3.7.3 人工品製造事業
- 3.8 レンズ・メガネ・部品製造事業 / 投資第2・第3区に立地すること。
- 3.9 医療補給品・医療機材製造事業
- 3.10 文具・部品製造事業 / 投資第3区に立地すること。
- 3.11 家庭用品・部品製造事業 / 投資第3区に立地すること。
- 3.12 カバン・部品製造事業 / 投資第3区に立地すること。
- 3.13 衛生用吸収ナプキン製造事業 / 投資第3区、第2区の工業団地または工業地区内に立地すること。
- 3.14 科学機材製造事業
- 3.15 漁網製造事業 / 投資第3区に立地すること。
- 3.16 紙ヤスリ製造事業 / 投資第3区に立地すること。

第4分類

[金属製品・機械設備・輸送機器]

- 4.1 工具・計測器製造事業 / 投資第2・第3区に立地すること。
- 4.2 機械設備製造事業 / 1.以下について重点奨励事業とする。1) 金型(Mould&Die)・部品製造
2) 治具製造 (Jig&Fixture)3) 産業機械すなわち Turning Machines,Drilling Machines,Boring
Machines,Milling Machines,Grinding Machines,Machine Centers,Gear Cutting&Finishing Machines,Die
Sinking EDMs,Wire EDMs,Laser Beam Machines,Plasma Arc Cutting Machines,Electron Beam
Machines,Broaching Machines の製造 4) 高度精密(High Precision)機械用切断・腐食・切削・穿孔・突
切・研削・研磨・捻撚器具・部材の製造,2.投資第2・第3区に立地すること。
- 4.3 金属製品・金属部品製造事業 / 1.金属粉焼結部品(Sintered Products)製造に限り重点奨励事
業,2.投資第2・第3区に立地すること
- 4.4 500 グロストン以上の船体建造・修理事業
- 4.5 500 グロストン以下の船体建造事業(木造船・鋼鉄船を除く)
- 4.6 列車・電車の車体・機材の製造事業(軌道システム専用)
- 4.7 航空機建造・修理、航空機部品・機材・航空機内使用設備の製造事業
- 4.8 自動車部品製造事業 / 1.以下について重点奨励事業とする。1) ABSブレーキシステム製造

2) 触媒変換器(Catalytic Converter)用 Substrate 製造 3)Electronic Fuel Injection System 製造,2.投資第2・第3区に立地すること。

4.9 4サイクル自動二輪車組立事業 / 1.投資第3区に立地すること,2.年産5万台以上の生産力であること,3.生産工程内に車体溶接から塗装プロセスまでであること。

4.10 自動車組立事業 / 各地域において法人税免税特典は付与しない、その他の権利と特典は委員会布告第1 / 2543号に基づいて付与する。

4.11 金属メッキ・表面被膜処理事業 / 1.投資第2・第3区に立地すること,2.工業団地公団所轄の工業団地内に立地する場合は、8年間の法人所得税免税・機械輸入税免税の特典を付与する、その他の権利と特典は委員会布告第1 / 2543号に基づいて付与する。

4.12 熱処理事業 / 1.重点奨励事業,2.投資第2・第3区に立地すること,3.藍晶石を使う場合は奨励認可を受けた工業団地または工業地区内に立地すること。

4.13 電動輸送機械・設備製造事業 / 投資第2・第3区に立地すること。

4.14 4サイクル自動二輪車用エンジン製造事業 / 投資第3区に立地すること。

4.15 自動車用エンジン製造事業 / 投資第2・第3区に立地すること。

4.16 汎用エンジン製造事業 / 投資第2・第3区に立地すること。

4.17 産業機械保守事業 / 1.投資第2・第3区に立地すること,2.機械の重要部品の修理能力があること。

4.18 金属性収納容器製造事業 / 投資第2・第3区に立地すること。

4.19 建設用金属構造材・産業用設備製造事業(Fabrication Industry) / 投資第2・第3区に立地すること。

4.20 空気・ガス圧搾機械製造事業 / 投資第2・第3区に立地すること。

4.21 コンテナ容器製造・保守事業 / 投資第2・第3区に立地すること。

4.22 輸送機械部品・電気設備部品・電子部品修理事業 / 輸出加工区・自由貿易目的の保税区域・保税倉庫区域に立地すること。

第5分類

[電子および電気器具工業]

5.1 産業用電気器具製造 / 投資第2・第3区に立地のこと。

5.2 電気器具製造 / 投資第2・第3区に立地のこと

5.3 電気器具用部品・用具製造 / 投資第2・第3区に立地のこと

5.3.1 電灯製造

5.3.2 バッテリー・乾電池製造

5.3.3 電線・絶縁ケーブル製造

5.3.4 他の電気器具用部品・用具製造

5.4 電子製品製造 / 1.投資第2・第3区に立地のこと,2.2004年12月31日まで各地域で機械の輸入税免税の付与,3.他の権利と特典は委員会布告第1/2543に基づき付与。

-
- 5.4.1 事務機・計算機・レジスター製造
 - (1)カリキュレータ
 - (2)コンピュータ
 - (3)OA機器すなわちワードプロセッシング、デスクトップ・パブリッシング、複写機、電動タイプライター
 - 5.4.2 家庭用電気製品製造
 - (1)電子レンジ
 - (2)他の電気製品
 - 5.4.3 産業用オートメーション設備製造
 - (1)温度調節設備
 - (2)ロボット
 - (3)機械点検装置
 - (4)資材移送装置
 - 5.4.4 ラジオ・テレビジョン・電気通信方面の設備道具製造
 - (1)テレビ受像機
 - (2)VTR
 - (3)ビデオディスク・プレーヤー
 - (4)ビデオテキスト・プレーヤー
 - (5)衛星地上局設備
 - (6)ラジオ受信機
 - (7)カーラジオ
 - (8)ラジオカセット
 - (9)オーディオ・システム
 - (10)コンピュータ・ディスク・プレーヤー
 - (11) デジタル・テープ・プレーヤー
 - (12) 内線電話機
 - (13) 無線通信機・移動式・参加式・送受信式・マイクロウェーブ式・送受信施設式・ページング式のすべて
 - (14) レーダー
 - (15) 音声変換システム機器、電報送受信機、電話受信機、セルラ方式電話受信機を含む電気通信機器
 - (16) 光ファイバー通信システム
 - (17) データ通信機器
 - (18) テレビ送受信施設
 - (19) ファクシミリ
 - 5.4.5 他に類別されていない専門業務・科学的業務用計測・管理関係設備製造、撮影・目視用器

具道具製造

- (1)盗難警報設備
- (2)緊急警報設備
- (3)ビデオカメラ
- (4)電子カメラ
- (5)腕時計・置時計
- (6)照明・電気設備制御機器
- (7)計測・検査・分析機器
- (8)パワーサプライ
- (9)原子力産業用電子設備
- (10)医療用電子設備すなわち病気診断設備、病気治療設備、手術投薬設備、モニター設備、

レーザー設備

- (11)産業用計測機器

5.4.6 電子楽器製造

5.5 電子製品用部品用具製造事業 / 1.2004 年 12 月 31 日まで各地域で機械輸入税免税の付与、2.他の権利と特典は委員会布告第 1 / 2543 号に基づき付与。

5.5.1 ダイオード

5.5.2 トランジスタ

5.5.3 タイリスタ

5.5.4 集積回路

5.5.5 光・電子装置

5.5.6 レジスタ

5.5.7 キャパシタ

5.5.8 リレイ

5.5.9 スイッチ、キーボード

5.5.10 テレスコープ・アンテナ、1KVA 以下のトランスフォーマー、コイル他の磁石を含む部品

5.5.11 トランスキューザー

5.5.12 水晶クォーツ

5.5.13 電子メカニカルフィルター、RFI及びEMIフィルター、RCネットワーク、ディレイライン、アテニユエーターを含むパッシブ・フィルター及びネットワーク

5.5.14 コネクタ

5.5.15 プリント回路基板

5.5.16 プラグ及びソケット

5.5.17 聴覚装置すなわちマイクロフォン、イヤホン、スピーカー、ヘッドフォン用具、カートリッジ、他の音響部品

5.5.18 マイクロモーター

5.5.19 電子チューブ

5.5.20 マイクロウェーブスイッチ、フェライト装置から成るマイクロウェーブ電気通信部品

5.5.21 記憶装置、光ディスク、ターミナル、キーボード、プリンター、コンピュータ通信機器から成るコンピュータ構成装置

5.5.22 PCBアッセンブリーあるいはエレクトロ・メカニカル・サブアッセンブリから成るエレクトロニク・サブアッセンブリ

5.5.23 フラットケーブル、シールドケーブル、同軸ケーブル、シグナルケーブル

5.6 マイクロエレクトロニクス用素材製造 / 1.重点奨励事業、ただし投資第1区は法人所得税免税の付与なし、しかし奨励認可を受けた工業団地・工業区内に立地する場合は3年間の法人所得税免税あり、2.委員会が賛同する研究開発計画を有すること

5.6.1 ウェハー

5.6.2 薄膜フィルム技術

5.7 電子デザイン事業 / 1.重点奨励事業、2.製品・自己設計他者製作製品の販売収入の法人所得税免税の付与

5.7.1 マイクロ電子デザイン

5.7.2 プロトタイプデザイン

5.7.3 埋蔵システムデザイン

5.7.4 人工知能、仮想現実、ニュートラルネットワーク、ファジーロジック、教育などの専用アプリケーション・デザイン

5.8 ソフトウェア事業 / 1.重点奨励事業、ただし第1・第2地域のソフトウェア工業区外に立地する場合は5年間の法人所得税免税の付与、2.海外のソフトウェアを持ちこんで改変する場合は、海外ソフトウェアのコストは改変に要する全経費の25%を超えてはならない。

5.8.1 ソフトウェアの開発・製作・改変及び保守

5.8.2 ソフトウェアに関する専門的研修

5.8.3 マルチメディア型ソフトウェア製作

5.9 eコマース事業 / 1.海外のソフトウェアを持ちこんで改変する場合は、海外ソフトウェアのコストは改変に要する全経費の25%を超えてはならない、2.金融機関またはそのグループ内企業でないこと、3.第5.9.1項に該当する場合は以下を付与。各地域で機械輸入税免税、投資第1・第2区に立地するプロジェクトは5年間の法人所得税免税、しかしソフトウェア工業区に立地する場合は8年間の法人所得税免税、4.第5.9.2項に該当する場合は法人所得税の免税の付与なし、5.他の権利と特典は委員会布告第1/2543号に基づいて付与。

5.9.1 eコマースのサービスプロバイダ

5.9.2 eコマース・ユーザー

第6分類

[化学製品・紙・プラスチック]

- 6.1 基礎化学製品製造事業 / 1.投資第2・第3区に立地のこと,2.化学工程を有すること。
- 6.1.1 酸化アルミニウム
 - 6.1.2 水酸化アルミニウム
 - 6.1.3 水酸化マグネシウム
 - 6.1.4 水酸化ポタシウム
 - 6.1.5 硫化アンモニア
 - 6.1.6 炭酸アンモニア
 - 6.1.7 炭化カルシウム
 - 6.1.8 塩化カルシウム
 - 6.1.9 塩化マグネシウム
 - 6.1.10 炭酸ポタシウム
 - 6.1.11 燐酸ソディウム
 - 6.1.12 珪酸ソディウム
 - 6.1.13 エチルアルコール
 - 6.1.14 酢酸
 - 6.1.15 クエン酸
 - 6.1.16 グルタミン酸
 - 6.1.17 六沃化水素アルコール(ソルビタル)
 - 6.1.18 ポリエーテルポリオール
 - 6.1.19 塩化パラフィン
 - 6.1.20 蟻酸アルデヒド
- 6.2 他の化学製品製造、ただし工業ガス、酸化カルシウム、二酸化シリコン、酸化亜鉛、過酸化水素、硫酸、塩酸、水酸化ソディウム、水酸化カルシウム、硫化アルミニウム、炭酸カルシウム、燐酸カルシウム、塩化ソディウム、次亜塩素ソジウム、次亜塩素カルシウム、パラフィンとワックス・カーボンブラックと塩素を除く / 1.投資第2・第3区に立地のこと,2.化学工程を有すること。
- 6.3 肥料製造事業 / 投資第2・第3区に立地のこと。
- 6.4 殺虫剤・除草剤製造事業 / 投資第3区に立地のこと。
- 6.5 石油化学製品製造事業 / 投資第2・第3区に立地のこと。
- 6.6 石油精製事業 / 1.投資第2・第3区に立地のこと,2.投資第2・第3区とも機械輸入税免税に限る権利と特典を付与。
- 6.7 染料・染色色素(塗料を除く)製造事業 / 投資第2・第3区に立地のこと。
- 6.8 薬品主要成分製造事業 / 投資第2・第3区に立地のこと。
- 6.9 プラスチック製品・プラスチック被覆製品製造事業
- 6.9.1 日用向けの完成品 / 第3地域に立地のこと。
 - 6.9.2 工業製品構成部品・部材製造 / 投資第2・第3区に立地のこと。
- 6.10 紙繊維製造事業 / 投資第2・第3区に立地のこと。

- 6.11 紙製造事業 / 第3地域に立地のこと。
- 6.12 紙容器・ボックス製造事業 / 投資第2・第3区に立地のこと。
- 6.13 繊維・紙繊維・紙・板紙品製造事業 / 投資第3区に立地のこと。
- 6.14 印刷物製造事業 / 1.投資第2・第3区に立地のこと,2.委員会が賛同する印刷工程を有すること。
- 6.15 身体補強用添加物製造事業 / 投資第3区の 18 県すなわちカラシン、ナコンパノム、ナラティワート、ナン、プリラム、パッタニー、パヤオ、プレー、マハサラカム、ヤソートン、ヤラー、ロイエット、シーサケート、サコンナコン、サトゥーン、スリン、ノンブアランプ、アムナートジャルンに立地のこと。

第7分類

[サービス事業および公益事業]

- 7.1 公益事業およびインフラサービス事業 / 1.重点奨励事業, 2.関係政府部局の賛同を得ること, 3.第 7.1.7 項の業種は海外より獲得した収入に対してのみ法人所得税免税を付与、他の権利と特典は委員会布告第 1/2543 号に基づいて付与、4.第 7.1.8 項の業種は税制面にかかわらない権利と特典に限って付与。
 - 7.1.1 電力または蒸気エネルギー生産事業
 - 7.1.2 水道または工業用水事業
 - 7.1.3 事業権事業
 - 7.1.4 海洋船舶用積荷揚げ降ろし事業
 - 7.1.5 コンテナヤード、内陸コンテナ・ステーション事業
 - 7.1.6 商業空港事業
 - 7.1.7 衛星通信事業
 - 7.1.8 電話サービス事業
- 7.2 大量輸送システムと貨物輸送 / 1.第 7.2.1 項より第 7.2.4 項まで重点奨励事業, 2.第 7.2.5 項・第 7.2.6 項は各区域とも機械輸入税半減および5年間の法人所得税免税を付与、3.関係政府部局の賛同を得ること。
 - 7.2.1 電車と商業列車システム(レールシステムのみ)
 - 7.2.2 パイプライン輸送事業
 - 7.2.3 航空輸送事業
 - 7.2.4 船舶輸送事業
 - 7.2.5 フェリー輸送事業
 - 7.2.6 曳航船事業
- 7.3 観光振興事業 / 他に明記される場合を除き委員会布告第 1/2543 号に基づく権利と特典を付与。
 - 7.3.1 観光船停泊サービス事業(Ocean Marina services) / 揚船設備・陸上駐船場・船舶修理用ドックなどの各種の利便を備えること。

7.3.2 観光船運行・観光船貸出事業(Tour boat or yacht renting) / 1.関係政府部局の賛同を得ること, 2.各地域とも機械輸入税半減および5年間の法人所得税免税を付与。

7.3.3 アミューズメントパーク事業 / 1.投資規模が土地代・運転資本を除いて5億バーツを下回らず、敷地が 200 ライを下回らないこと, 2.プロジェクトの構成要素について委員会の賛同を得ること, 3.全敷地の 30%を使って 15%の緑地・15%の駐車場を設けること。

7.3.4 文芸会館・カルチャーセンター事業 / 投資規模が土地代・運転資本を除いて 2000 万バーツを下回らず、敷地が 10 ライを下回らないこと。

7.3.5 水族館事業 / 1.投資規模が土地代・運転資本を除いて1億バーツを下回らず、敷地が 10 ライを下回らないこと, 2.全敷地の 30%を使って 15%の緑地・15%の駐車場を設けること, 3.環境に対する影響の調査報告を作成のこと。

7.3.6 自動車レース場事業 / 1.投資第2・第3区に立地すること, 2.関係政府部局の賛同を得ること, 3.FIA(国際自動車連盟)またはFIM(国際自動二輪車連盟)の標準認定を受けること, 4.近隣の住民に対する危険・迷惑発生防止管理対策がなされていること, 5.環境に対する影響の調査報告を作成のこと。

7.3.7 オープン動物園事業 / 1.投資規模が土地代・運転資本を除いて5億バーツを下回らず、敷地が 500 ライを下回らないこと, 2.プロジェクトの構成要素について委員会の賛同を得ること, 3.全敷地の 30%を使って 15%の緑地・15%の駐車場を設けること。

7.3.8 ケーブルカー事業 / 関係政府部局の賛同を得ること。

7.4 観光支援事業 / 他に明記される場合を除き委員会布告第 1/2543 号に基づく権利と特典を付与。

7.4.1 会議場事業 / 1.会議用フロア面積が 4000 平米を下回らず、最大の会議室が 3000 平米を下回らないこと, 2.プロジェクトに適したツールと利便が備わっていること, 3.設計図は委員会の賛同を得ること。

7.4.2 国際展示センター事業 / 1.50 ライを下回らない敷地、2 万 5000 平米を下回らない屋内商品展示フロア面積であること, 2.各展示室(ホール)には商談室が備わっていること。

7.4.3 ホテル事業 / 1.投資第1・第2区およびハジャイ郡、ムアン・チエンマイ郡に立地するプロジェクトには税制面にかかわらない権利と特典に限り付与, 2.投資第3区(第1項と第3項を含まず)に立地するプロジェクトには機械輸入税免税および税制面にかかわらない権利と特典に限り付与, 3.カラシン、ナコンパノム、ナラティワート、ナーン、プリラム・パッタニー、パヤオ、プレー、マハサラカム、ヤソートン、ヤラー、ロイエット、シーサケート、サコンナコン、サトゥーン、スリン、ノンブアランブー、アムナートジャルーンの県内に立地するプロジェクト, 4.委員会布告第 1/2543 号に基づく権利と特典を付与, 5.100 室を下回らない客室を有すること。

7.5 工業団地開発事業 / 他に明記される場合を除き委員会布告第 1/2543 号に基づく権利と特典を付与。

7.5.1 工業区事業 / 1.バンコクおよびサムットプラカン内は奨励認可をしない, 2.敷地の規模は 500 ライを下回らないこと, 3.工場が立地する土地は全面積の 60%以上 70%以下であること, 4.他の条件は

委員会の定めるところによる。

7.5.2 産業プラント用工場開発事業 / 1.奨励認可を受けた工業団地・工業区内に工場ビルを建てること、2.設計図は委員会の賛同を受けること、3.工場ビルの建設においては工場法および建造物管理法を遵守すること、4.複数階の工場ビルの場合は12階を越えないこと、5.各地域とも機械輸入税の減免は付与しない。

7.5.3 保税倉庫事業 / 1.敷地の規模は200ライを下回らないこと、2.バンコク内は奨励認可をしない、3.サムットプラカン内は工業省が賛同した業種・倉庫に限り奨励認可を受ける、4.奨励認可申請の前に関係政府部局の賛同を得ること。

7.5.4 ソフトウェアパーク / 1.重点奨励事業、2.産業地区全域に高速光ファイバー方式通信システムを有すること、3.産業地区から国および国際的な情報通信センターに至る高速方式の通信線による基本情報通信システムを有すること、4.継続方式の予備電力システムを有すること、5.フロア面積は1万平米を下回らないこと。

7.5.5 宝石・装飾品産業地区事業 / 1.敷地の規模は100ライを下回らないこと、2.宝石・装飾品産業の操業用土地は全面積の40%を下回らないこと、3.宝石・装飾品販売用エリアを有すること、4.適切な安全警備システムを有すること、5.会議室・展示室・ビジネスセンターを有すること、6.適切な規模の駐車場を有すること、7.各地域とも5年間の法人所得税免税を付与、他の権利と特典は委員会布告第1/2543号に基づいて付与。

7.5.6 環境保護目的の工業団地事業 / 1.重点奨励事業、2.奨励認可申請の前に工業団地公団の賛同を得ること。

- (1) 染色事業専用工業団地
- (2) 皮なめし事業専用工業団地
- (3) 金属メッキ・被膜処理事業専用工業団地

7.6 物流センター事業 / 1.委員会の賛同に基づくコンピュータ・システムに管理された最新の物流センターであること、2.関税手続を経た税課納入済み輸入品、または投資奨励認可政策による輸入税の減免あるいは関税局長が定める他の権利と特典行使済みの物品を預かること、3.立地する区域により機械に関する税制面に限る権利と特典を付与。

7.7 国際物流センター事業 / 1.重点奨励事業、2.少なくとも東南アジア地域をカバーするレベルの物流センターであること、3.委員会の賛同に基づくコンピュータ・システムに管理された最新物流センターであること、4.関税手続を経た税課納入済み輸入品、または投資奨励認可政策による輸入税の減免あるいは関税局長が定める他の権利と特典行使済みの物品を預かること。

7.8 国際部品・製品調達センター(IPO)事業 / 1.各地域とも機械輸入税免税、2.各地区とも第36条(1)、第36条(2)に基づく権利と特典を付与。

7.9 地域統括オフィス事業 / 1.各地域とも5年間の法人所得税免税、他の権利と特典は委員会布告第1/2543号に基づいて付与、2.5ヶ国以上の外国の支店事業またはグループ内会社の管理統制を行ない、人材開発研修センターを有すること、3.年間経費が5000万バーツを下回らないこと、4.奨励証発行日より起算して2年以内に4000万バーツを下回らない国内不動産投資を行うこと、5.毎年の全

収入の半分以上の海外からの収入を有すること, 6.関係政府部局の営業許可証を得ること, 7.委員会の定めに基づく営業計画・事業領域を有すること。

7.10 貿易・投資支援事務所 / 1.関係政府部局の賛同を得ること, 2.税制面にかかわらない権利と特典に限り付与, 3.年間経費が 1000 万バーツを下回らないこと, 4.委員会の定めに基づく営業計画・事業領域を有すること。

7.11 医療施設事業

7.11.1 病院 / 1.投資第 2・第 3 区に立地すること, 2.夜間の空き(入院用)ベッドが 50 床を下回らないこと, 3.厚生省の定める基準に適合すること。

7.11.2 高齢者向け別荘・保養センター / 第 7.11.2 項・第 7.11.3 項とも次のとおり。1.サービスは関係政府部局の定める基準に適合すること, 2.外国人投資家の投資にかかる場合は、資金は外国から持ち込むこと, 3.立地する区域により機械に関する税制面に限る権利と特典を付与。

7.11.3 リハビリセンター

7.12 研究・開発事業 / 1.重点奨励事業, 2.委員会の定める事業領域を有すること。

7.13 科学研究事業 / 重点奨励事業。

7.14 測定サービス事業 / 重点奨励事業。

7.15 人的資源開発事業 / 1.重点奨励事業, 2.営業について関係政府部局の賛同を得ること。委員会の定める事業領域を有すること

7.15.1 教育施設または職業訓練センター

7.15.2 国際学校事業

7.15.3 ホテル方面教育施設事業

7.15.4 商船教育施設事業

7.16 廃水処理、産業廃棄物・毒性化学物質駆除・移送事業 / 1.重点奨励事業, 2.関係政府部局の賛同を得ること。

7.17 タイ映画製作、映画製作サービス・マルチメディアサービス事業 / 1. 各地域とも機械輸入税免税、他の権利と特典は委員会布告第 1/2543 号に基づいて付与, 2.委員会の定める機械設備と事業領域を有すること。

7.18 製品殺菌サービス事業

7.19 低所得者・中所得者向け住宅事業 / 1.投資第 1 区では 150 ユニット、投資第 2・第 3 区では 75 ユニートを下回らないこと, 2.ユニット当たり面積は 31 平米を下回らないこと, 3.ユニット分譲価格は 60 万バーツを超えないこと(土地価格を含む), 4.設計図・ビル見取り図は委員会の賛同を得ること, 5.建造物管理法その他関係各法に基づく建設許可を得ること, 6.投資第 1・第 2 区に立地するプロジェクトは 5 年間の法人所得税免税の権利と特典を付与、投資第 3 区に立地するプロジェクトは 8 年間の法人所得税免税。

7.20 石油パイプ塗装・被覆事業 / 投資第 2・第 3 地区に立地のこと。